

【後期第八問】

問題 1

福岡県春日市役所本庁(以下、本庁という)の市民課調査係長甲は、自己の印鑑証明書が必要になったことから、自らこれを作成し使用しようと考え、同課の事務室において申請書を提出し手数料を納付するという正規の手続を経ずに、市長作成名義の甲宛ての印鑑証明書 1 通を、備え付けの印鑑証明書用紙に申請者の氏名、生年月日、住所を記入、印鑑を押捺したうえ、作成年月日をゴム印で押捺し、さらに作成名義人である市長の名下に戸籍住民基本台帳専用春日市長之印と刻した市長公印を押捺する方法で作成し行使した。この証明書は同課で作成されるものであった。また、本庁における印鑑証明書の作成発行は、同市事務決裁規程により市民課長の専決事項とされ市民課市民係が分掌していたが、実際には課長は 1 日分の申請書を一括し、印鑑証明書交付の翌朝にこれを決済しており、慣行上も本庁における印鑑証明書の作成発行の事務については、甲を含む市民課員全員がその事務をとる権限を有していた。上記証明書の印影は、保管されている印鑑簿の各印影と同一であり、正規の申請があれば当然に印鑑証明書が交付されるはずのものであった。

また、甲の息子乙は自らの息子の奨学金申請書類に添付するため自らの印鑑証明書が必要であったところ、甲の印鑑証明書をコピーして甲の氏名部分に新たに乙の氏名を書いた紙を貼り付け、本物と同視できるような紙にコピーしてこれを提出した。

甲および乙の罪責を求めよ。

問題 2

丙は、福岡県大野城地方事務所において同地方事務所長 A の下にあつて同地方事務所の建築係として一般建築に関する建築申請書類、建築物の現場、住宅金融公庫からの融資により建築される住宅の建築設計、建築進行状況などの審査およびこれらに関する文書の起案等の職務を担当していたところ、その地位を利用し行使の目的をもって未だ着工していない B の住宅の現場申請書に建前が完了した旨または屋根葺、荒壁が完了した旨いずれも虚偽の報告記載をなし、これを同住宅の現場審査合格書の作成権限者たる上記地方事務所長に提出し、情を知らない同所長をしてその報告記載のとおりであると誤信させて所要の記名、捺印をなさしめ、もって内容虚偽の現場審査合格書を作らせた。

丙の罪責を求めよ。

参考判例:最高裁昭和 51 年 4 月 30 日判決

最高裁昭和 51 年 5 月 6 日判決

最高裁昭和 32 年 10 月 4 日判決